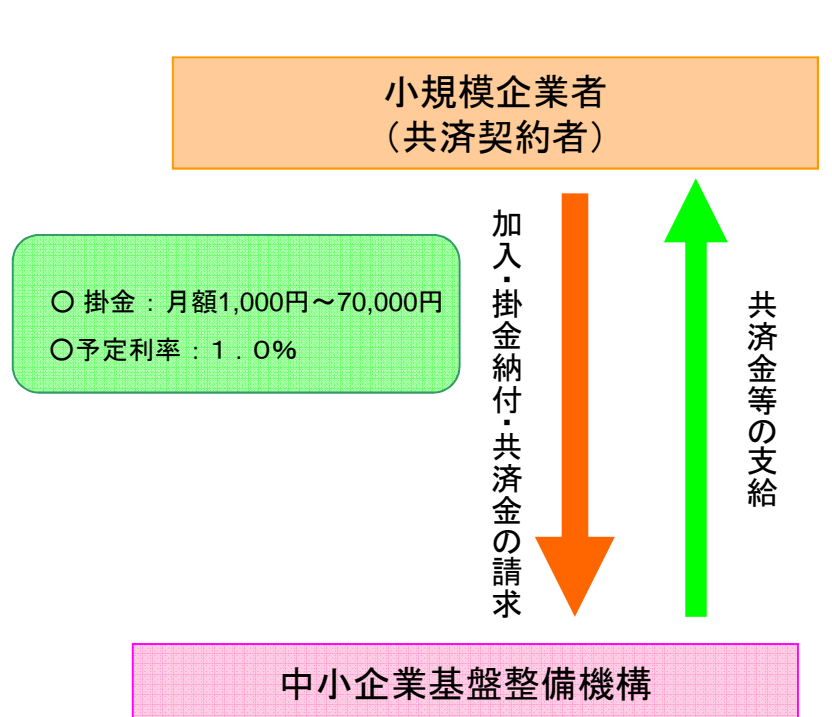


小規模企業共済制度の概要

制度趣旨；小規模企業共済法に基づき、小規模企業者の廃業等の事態に備えるための共済制度

- 加入資格：小規模事業の個人事業主又は会社役員
- 制度開始：昭和40年12月
- 契約者数：121万人(全小規模事業者の約3割が加入)(平成21年度末現在)
- 資産総額：約7兆8,222億円(平成21年度末現在)
- 支給概況：(平成21年度実績)支給者数7万1千人、平均支給額997万円、平均加入年数約14年



※納付された掛金及びこの運用益は全額を共済金又は解約手当金に充て、制度運営に係る事務経費は国の一般会計から手当て

小規模企業共済制度の共済事由等

【共済事由】

- 個人事業主の事業廃止(死亡を含む)
- 会社解散により役員を辞めたとき
- 役員の疾病、負傷による退職(死亡を含む) など

【共済金額】

- 各共済事由別に政令に定める額

改正小規模企業共済法の概要

➤改正法の施行日；平成23年1月1日

➤改正の概要

i) 共同経営者を加入対象に追加

※ 個人事業主と一体となって経営を行う配偶者又は子などの共同経営者について、2名まで加入可能

ii) 同一人通算の拡充

※ 個人事業主が配偶者又は子に事業譲渡した後、再び、自ら共済契約を締結した場合、前後の共済契約について通算可能

等